

# 会議結果報告書

令和6年8月28日

会議の名称	令和6年度第4回志木市児童福祉審議会
開催日時	令和6年8月28日（水）午後1時30分～3時30分
開催場所	志木市役所 3階 大会議室3-3
出席委員	佐藤聡子会長、大熊啓太副会長、高橋篤子委員、中村勝義委員、浅見智子委員、志村亜希子委員、白川美津江委員、中村和子委員 (計8人)
欠席委員	磯真砂子委員、細田大二郎委員、藤井加奈恵委員 (計3人)
説明職員氏名	安井子ども支援課主任（計1人）
議題概要	1 開会 2 議題 （1）志木市こども計画の素案について 3 その他 4 閉会
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者なし)
事務局職員	近藤子ども健康部長、飯田子ども支援課長、的場共生社会推進課長、杉田保育課長、金澤健康増進センター所長、神崎児童発達相談センター所長、吉成生涯学習課副課長、貫井健康増進センター主幹、金子学校教育課指導主事、平間子ども支援課主査、松永子ども支援課主任、安井子ども支援課主任、東森健康増進センター主事、ジャパンインターナショナル総合研究所

## 審 議 内 容 の 記 録

### 1 開会

会長が開会を告げる。志木市情報公開条例第5条第1項により、市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

### 2 議題

#### (1) 志木市こども計画の素案について

資料1に基づき、素案についての説明を事務局から行った。

##### ○概要説明

前回からの変更点について説明。

第4章「ライフステージを通じた施策」について、目標1は「子ども・若者の主体性を育むための支援」で、重点施策は、「子ども・若者の居場所づくりの推進」である。施策の方向は「(1) 権利擁護・意見の反映」、「(2) 居場所・体験機会の創出」、「(3) 地域の交流促進」の3つである。

目標2は「親と子の健康・医療の充実 【成育医療等基本方針に基づく計画(母子保健分野)を含む】」で、重点施策は「妊娠から出産・子育て期における伴走型相談支援及び母子保健におけるデジタル化の推進」である。施策の方向は「(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援」、「(2) 親子の健康管理」、「(3) 健やかな心身の育成」、「(4) 食育の推進」の4つである。

目標3は「児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援 【子どもの貧困対策計画を含む】」で、重点施策は「児童虐待防止への対応」である。施策の方向は「(1) 子どもの貧困対策の推進」、「(2) 児童虐待防止の推進」、「(3) ひとり親家庭への支援」、「(4) ヤングケアラーへの支援」、「(5) 障がいなどのある子ども・若者への支援」、「(6) 引きこもり・不登校など配慮が必要な子ども・若者への支援」、「(7) 相談支援体制の充実」の7つである。

目標4は「地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化」で、重点施策は「子ども・若者の健全育成と非行防止」である。施策の方向は「(1) 安全・安心なまちづくりの推進」、「(2) 非行防止と立ち直り支援」、「(3) 子ども・若者の自殺防止」、「(4) 地域の活動団体との協働」の4つである。

目標5は「「子育て」と「子育て」の支援」で、重点施策は「新たな保育制度への対応」である。施策の方向は「(1) 家庭の子育て力の向上」、「(2) 幼・保・小の連携体制の充実」、「(3) 保育の充実」、「(4) 学校教育の充実」、「(5) 子育てに係る経済的負担の軽減」である。

目標6は「未来を切り拓く子ども・若者への支援 【成育医療等基本方針に

基づく計画を含む】で、重点施策は「子育てへの理解・促進」である。施策の方向は「(1) プレコンセプションケアの推進」、「(2) 若者の自立支援」、「(3) 結婚・出産を望む人への支援」、「(4) ワーク・ライフ・バランス・働き方改革の推進」、「(5) 子育てに関する啓発活動」である。

会長：前回の会議での意見を踏まえて、素案を見直したということである。ボリュームが多いので、1つずつ見ていく。まず、「4 課題のまとめ」について、変更になった点があるが意見・質問はないか。

委員：目標1に関して、子どもが持っている権利については、子どもも大人も学ぶことが必要であり、その学びと居場所の中身が文章内で活かされるとよいと思う。

会長：58ページに居場所・体験機会の創出について具体的な取組が記載されているが、46ページ「4 課題のまとめ」についても、価値観だけでなく、多様な体験、権利を学ぶ機会などがもう少し具体的に入っているとよいのではないかと思う。

事務局：いただいたご意見を踏まえ、内容の検討を行う。

事務局：居場所とは単なる場所だけでなく、いろいろな取組が居場所となり得る。体験づくりなども加え、もう少し詳細に記載する。

会長：次に、51～55ページまでの「3 計画の全体像」、「4 施策体系・重点施策」について意見・質問はないか。

委員：55ページ、表中の「(1) 権利擁護・意見の反映」について、「周知」が入っていてもよいのではないかと思ったが、57ページに「普及・啓発を行います」や「周知」といった表記がされているので、このままでよいと思った。

委員：目標5の重点施策の「新たな保育制度への対応」は「こども誰でも通園制度」を指しているのか。

事務局：令和3年10月の「志木市における公立保育園の在り方に関する方針」において、西原保育園は令和7年度末を持って閉園予定とし、北美保育園は、令和7年度末で一時休園として、子育て支援センターを併設した保育園に立て替える予定としていた。しかしながら、令和8年度から本格導入が予定されている「こども誰でも通園制度」をはじめとした多様な保育ニーズに対応できる保育園への転換を図ることや、市内の子育て支援センターの利用状況を鑑みて、北美保育園に子育て支援センターを併設する計画は考えていない。また、いろは保育園についても、多様な保育ニーズへの対応、また、課題を抱えた家庭への支援などモデル園的機能を果たし、保育の総合調整機能など市全

体の保育の質向上に寄与する保育園として進めていく予定である。このように、子育て支援や保育ニーズが多様化していることを踏まえ、保育の機能を向上させることにより、子育て環境の充実を目指す観点から、重点施策とするものである。なお、ひも付く事業については、施策の方向で示していく。

52ページの6番の1行目の日本語が少しおかしい。「情報管理の」ではなく、「情報管理が」適切ではないか。

会長：55ページ、目標2の重点施策を二つに分けたほうがわかりやすいのではないか。目標3は施策の方向の項目が多いので、重点施策を増やすことで、全体的にバランスが取れた形になると思う。

事務局：ご指摘のとおり、目標2は伴走型相談支援とデジタル化の推進という2つの項目を1つにまとめているので、分けてお示しした方がわかりやすいと思う。目標3は、ヤングケアラーなども重点施策として挙げられるので、目標2と3はそれぞれ重点施策を2本立てとする方向で調整する。

委員：57ページの「権利擁護・意見の反映」は、子どもたち向けが中心だが、その権利の受け手側の大人に対する取組も入ってもいいのではないかと感じた。

事務局：大人に対する取組も反映できるように調整したい。

委員：60ページ、目標1の「(3)地域の交流促進」に、「子育てサークル活動に関する相談や情報提供」とあるが、情報提供だけでなく一緒に組んでやっていくことが入ると広がりが出てくると思った。

会長：「(3)地域の交流促進」の①の取組は、市内の公共施設のみで周知していることなのか。

事務局：市と地域で活動している団体とは、すでにネットワークでつながりをもっている。

委員：地域で活動している団体と行政とが一緒に取組むことで、新しい事業を実施できる気がする。

事務局：地域で活動している団体と、一緒に事業をつくりあげていくといった、表現ができるように調整する。

会長：第4章の56ページから87ページまでに具体的な取組が入っている。何か意見・質問はあるか。

委員：57ページの権利擁護のところで、子どもも大人も「こども大綱」とか「子どもの権利条約」を知ることによっていろいろと変わると思うが、そういう文言を入れたほうがよいのではないか。

事務局：現時点において、「子どもの権利条約」に特化した事業は実施してい

ないが、「子どもの権利条約」は重要な部分となるので、今後周知を図っていきたいと思う。

委員：「子どもの権利条約」の学習会を何年か前にやったことがある。子ども・若者の意見表明・社会参画の支援が「はたちの記念式」のみとなっているが、他に取組はないのか。

事務局：計画への掲載も含め、具体的な内容については、今後検討していく。

委員：市のイベントを若い人たちが中心になってやろうとしていることを聞き、よいと思っている。子どもが目に見えて、志木市は自分たちのために何かやってくれているとわかるものがあればいいと思う。

事務局：今回のこども計画も子どもたちにわかるようにリーフレットを作り、小中学生に配布する予定である。子どもにとってもわかりやすく、目に見えてわかる取組を示していきたい。

委員：56ページ、最後の「安全な居場所や文化芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会の充実に努めます」に、「文化芸術」を入れていただき感謝する。59ページにも「文化芸術に触れる機会を提供します」というような項目があってもいいのではないかと思う。最近、学校では舞台鑑賞などの文化芸術に触れる機会が減ってきている。文化芸術は心を豊かにして、創造性や表現力、共感力などを高めてくれる。一緒に文化芸術に触れる環境をつくり、子どもが等しくそういう場を持つような取組があるとよいと思う。

事務局：文化芸術活動、スポーツも居場所の1つと思うので、その辺を充実させる観点から内容を検討していきたい。

委員：小学校では、今年から1～3年生はバス遠足はなしとなるお知らせを受けた。経済状況によって経験値に差が出るのは明らかである。経済的に経験することができない家庭もある中、学校は一律に体験する機会が設けられる場である。等しく経験・体験できる機会を継続して提供していくことは子どもの成長にとって大きなことだと感じる。

事務局：小学校1～3年生のバス遠足がなくなったのは、遠足という位置づけではなく校外学習と1つになったものである。これまでも市内の小学校では1～6年生まで、1日バスを借りて、学校では学べないことを学ぶ行事が設定されていたが、近年、この行事が全て学習指導要領に基づき、適切な校外学習であったかどうかを見直す流れがあった。特に小学校1、2年生に関しては、地域について愛着を持つことや身近に感じられることを大事にしていこうという観点から、自分の住んでいる地区や市内の施設に行くことになっている。バスでの活動は減っているが、市外の施設に行くのではなく、歩いて行ける、あるいは、

1日ではなく半日くらいで何度も足を運べるという身近な体験学習を大事している。

委員：地域に愛着を持つことは大事だが、近い所は学校行事でなくても行ける。いろいろな家庭があるので、金銭的な面で考えて、子どもたちが一律に体験できる学校行事にしてほしいと個人的に思う。

委員：文化は鑑賞だけではなく、遊びも文化であり、小さい時の遊び体験はとても大事である。学校の中にプレイパークをつくって、小さな失敗が大きなけがを防ぐことを大人と一緒に体験している所もある。

事務局：現在、いろは親水公園のプレイパークを委託しているので、施策の取組に反映させるか検討する。

委員：その事業者と連携したり、支援したりするとプレイパークの回数が増えるのではないか。居場所をやりたいと思っている人はいるが、場所がなく、自分たちで見つけるのは難しいので、そういう所があると、やりたい人は来てくれる。

会長：72ページの②の一番下、「特別支援教育支援員派遣事業」について、具体的に志木市内の通常学級・支援学級に特別支援教育支援員が派遣されているのか。

事務局：市内の小中学校に特別支援教育支援員が派遣されている。

会長：特別支援学校の地域支援とは別に、支援している方がいるのか。

事務局：市の職員で支援員がいる。各学校でどのクラスでどのような支援が必要かを判断しながら、活用されているものである。

副会長：素案の内容はこれで決定ではなく、これから決めていくのか。

事務局：まだこれからである。

委員：序盤のほうに基幹福祉相談センターの記載があったが、所管のところに出てこない。基幹福祉相談センターも載せるべきだと思う。

事務局：69ページ、子どもの貧困対策の推進で、取組に生活相談センターの充実がある。基幹福祉相談センターは、生活相談センター、障がい者相談支援センター、成年後見ネットワークセンターの3つの機能があり、そのうちの1つとして「生活相談センターの充実」が入っているものだが、基幹福祉相談センターを記載する形を取りたい。

会長：81ページ、保育の充実で、「園外活動の安全確保」とはキッズゾーンのことか。それとも別の対策か。

事務局：現時点では、市内でキッズゾーンの設定は行っていない。「園外活動の安全確保」は、園庭を持たない保育園が公園などに行く園外活動にあたり、例えば、道路に穴が空いていたり、放置自転車があって危ないなどの情報を市に連絡していただくことで対応する取組である。前

計画には「キッズゾーン」という記載があったが、本市はキッズゾーンの指定は行っていないので、現状に合わせた表現にしている。

委員：56ページの「子ども・若者の主体性」のところだが、読み進めると計画の中に15歳以上～20歳前後の若者に視点を置かれているものがない。先ほどご意見があったように、自分で居場所を作ろうとしている人は多いのに、計画ではそこが見えない。どうしても小学生や未就学児の印象が強い。

事務局：確かに中高生の居場所となるものが見えない。本町地区に児童センターの建築予定があり、そちらは中高生の居場所となるように整備したいと考えている。その他のところについては、現実的に決まっている施策はないので、今後の検討課題であると捉えている。

委員：48ページの6の最後の2行について、最後のほうに「結婚、出産、子育ての希望を実現することができるよう」と書くと、全てがそれに向かっていく印象になる。「自己肯定感を持って目指すところに向かえる」などのほうがいいのではないか。

事務局：ここは、事務局も表現が気になる場所である。

会長：難しい。確かに全てが結婚、出産を目指すものと読み取れてしまう。

事務局：表現方法については、検討する。

事務局：目標6の施策の方向のところも、結婚、出産を望む人への書き方になっている。望まない人がいることも捉えた書き方を検討する。

委員：共働き世帯が増えてきており、子育てが大変である。その中でも子どもといるのが楽しいと思うことは大事である。どこかにそういう文言を入れられないか。

事務局：目標6に「ワーク・ライフ・バランス・働き方改革の推進」がある。ここで検討する。

会長：49ページに戻り、「1 基本理念」について意見交換したいと思う。欠席委員より、基本概念をメインキャッチコピーに、内容の説明を副題に分けたほうが、市の考え方がよりわかりやすくなると思うので、メインコピーは案①、副題は案②がいいのではないかとご意見をいただいている。

委員：同じ意見である。理由としては、メインの案②は若者が入っておらず、案③は「子どもたち」の「たち」に若者が入っているか不明瞭である。副題は、案④はメイン案③と同じく「子どもたち」となっている。案③は「自分らしく」となっており、若者や小学校高学年はよいが、低学年など小さい子どもにはわかりづらいと思う。案②は「子ども・若者」とあり、内容も具体的でわかりやすい。案①は短すぎて趣旨がわ

かりづらい。

委員：メインコピーの案①は子どもだけでないことが1番表現されていていい。副題のほうは、個性という言葉が入っているので案②がよいと思う。

委員：51ページ、基本的な視点で、「年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら」とあるので、「子どもたち」という「たち」に若者を含めた言葉より、「子ども・若者」としたほうが、尊重している表現がよりわかりやすい。

委員：若者という言葉を書きこくのは不自然に感じる。

委員：先ほどご意見のあった第3の居場所は、未成年くらいの人たちの居場所のことだと思うが、それ以上の19～39歳の人が計画のどこに該当するのか、ピンとこない。子育てしている人はいいが、独身で結婚もしていない人もこの計画を読むとなると、まだまだ疑問に感じるところは多くある。

事務局：全てが39歳までというのは難しく、施策によって30歳までのものや、39歳までのものがある。その中でも、ワーク・ライフ・バランスや引きこもり対策、就労支援は、ある程度の年齢まで該当すると見込んでいる。

委員：6ページの「策定体制」で、アンケートの対象に「高校生年代～若者」とあるが、「若者」とは何歳～何歳なのかがわかりづらい。

会長：地域の交流促進の場などで、結婚していない、子どもいない人も地域とつながって活躍でき、地域を支えていくことが、ここに入ればよいと思う。

事務局：ハード的な居場所だけではないと思うので、そういう意味もどこかで入れられるように検討する。

会長：以上で本日の議題を終了する。

### 3 その他

事務局：次回の審議会については、10月に開催する予定である。

今後のスケジュールを変更し、意見公募の時期を予定より遅らせることになった。日程は決定次第、ご案内する。

### 4 閉会

会長が閉会を告げる。